

三箇牧水路汚染底質の無害化・最終処分について（報告）

1. 経過

- H17 三箇牧水路で高濃度ダイオキシン汚染を確認、底質の除去と無害化が必要。
- H18 汚染底質を水路から緊急除去し、水路敷きに暫定的に保管。
- H19.8 周辺調査を行い、原因事業者を推定。
- ~ H20.3 汚染底質の無害化・最終処分の費用負担を原因事業者に求めるため、法的措置等を検討し、公害防止事業費事業者負担法（以下「負担法」）による求償が最も確実との結論。
- H20.5.9 負担法に基づき、環境審議会に「費用負担計画について」諮問。
- H20.6 環境審議会費用負担計画部会で審議。
- ~ H20.9
- H20.11.7 環境審議会から答申（事業者への求償額 約 8000 万円）
- H20.11.10 事業者からの申し出。
「社会的責任を果たし、地域と共存して事業活動を継続するため、自らの責任と負担により無害化・最終処分を行いたい。少少年数がかかる点は容認されたい。」
 追って、答申内容に沿った無害化・最終処分を 5 ヶ年で行う処分計画案を府に提出。

2. 対応方針

通常は、環境審議会の答申を受け、大阪府が費用負担計画を策定し事業者に求償。

今回は、答申を見た事業者から自主的に処分したい旨の申し出があったことを踏まえ、以下の 2 点の理由から、負担法の手続きに依らず、自主的な処分を認めることとした。

汚染者負担の原則に照らすと、原因事業者の責任で処分すべきもの。

大阪府の費用負担が発生しない。

（負担法の場合、事業者負担の残額（約 4600 万円）は公共事業としての負担が必要）

このため、大阪府としては、環境審議会の答申は受けたが、費用負担計画は策定せず、原因事業者による処理計画案を精査し、汚染底質の無害化・最終処分が安全かつ確実に実施されることを担保するため、大阪府、水路管理者、原因事業者による協定を締結した。（H20.12.12）

< 協定の概要 >

- ・大阪府が策定する費用負担計画に代えて、協定を交わす。
- ・汚染底質の処分は、事業者の責任と負担において行う。
- ・処分は、平成 21 年度から 5 ヶ年で行う。
- ・処分は、関係法令を遵守するとともに、環境審議会で検討した処分工法に準じて行う。
- ・工事日程の事前報告、及び工事の進捗状況の定期的な報告を行う。

今後は、事業者による処分が安全かつ確実に行われるよう関係機関と協力し監視、監督を行う。

(参考)

公害防止事業費事業者負担法に基づく公害防止事業実施の枠組み

負担法の趣旨

公害防止事業に要する費用の事業者負担に関し、事業者の負担額の算定や求償の手続き等を定める。

事業者の負担額の算定

事業者の負担額 = 公害防止事業費 × 事業者の寄与率 × 減額率（法規制前の行為等）

公害防止事業の実施の要件

国又は地方公共団体が実施する公共事業

公害防止事業の種類が負担法に定める5つの事業のいずれかに該当

費用負担計画の策定

費用負担計画の策定に際し、審議会の意見聴取

手続きの流れ

